特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務				
②事務の概要	地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定により、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めがあった時に、寄附金税額控除に係る申告特例の求めを行った者(以下、「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する住所の市区町村長に対し、寄附金税額に係る申告特例通知書を送付する。				
③システムの名称	motione、eLTAX				
2. 特定個人情報ファイル:					
ふるさと納税(ワンストップ特例)特例申請情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24号 番号法第9条第3項 地方税法附則第7条第5項、第12項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施しない] 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠					
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	地域振興部地域づくり課				
②所属長の役職名	地域づくり課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎ 0957(73)6621 地域振興部地域づくり課 ☎ 0957(73)6631				
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ				
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 地域振興部地域づくり課 23 0957(73)6631				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			6年12月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和6年12月31日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書]	•	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び全項 は全項目評価書において、リスク対策	目評価書			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[O]委	託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じた	:提供を除く。) [〇] 提	供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ		[C]接続しない(入手) [〇]接	続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報失・毀損リスクク分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介	在させる作業				[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが多への対策は十分		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の	根拠	登録事務 人から取	は、本人からのマイ	ナンバー取ん Bをもとに、住	ンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン 取得のみで実施している。また、真正性についても、申請書と 、住所を含む3情報を複数人で確認をしていることから人為的 ると考えられる。	本

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対策 けれるリスクへの対策 システムを通じて目的ダ システムを通じて不正な システムを通じて不正な	るとの紐付けが行われるリスクへの対力への対策 け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	行や削除の管理を行っている 限の適切な管理を行っている。	ほか、アクセス可能な順。また、アクセスログを記	よる認証によって限定しており、アク 戦員の名簿を年度ごとに作成すること 記録している。これらの対策を講じてに によって不正に使用されるリスクへの	で、アクセス権 いることから、

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月20日	1. ③システムの名称	Ledg HOME、motione、eLTAX	motione、eLTAX	事後	Ledg HOMEでは個人番号の 取り扱いがないため修正する もの
令和6年6月20日	1. 対象人数	2022/4/1	2023/12/31	事後	最新に修正するもの
令和6年6月20日	2. 取扱者数	2022/4/1	2023/12/31	事後	最新に修正するもの
令和6年6月20日	8. 監査	内部監査[]	内部監査[〇]	事後	令和5年度に内部監査が実施されたため修正するもの
令和6年6月20日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第16号 番号法第9条第3項 地方税法附則第7条第5項、第12項	番号法第9条第1項 別表 第24号 番号法第9条第3項 地方税法附則第7条第5項、第12項	事後	改正があったため修正するも の
令和6年6月20日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部総務秘書課、地域振興部地域づくり課	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 ☎0957(73)6621 地域振興部地域づくり課 ☎0957(73)6631	事後	住所及び電話番号を追加するもの
令和6年6月20日	扱いに関する問合せ	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 20957(73)6621 地域振興部地域づくり課 20957(73)6631	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 地域振興部地域づくり課 25 0957(73)6631	事後	問合せ先から総務秘書課を削 除するもの
令和7年5月21日	Ⅱ.1. 対象人数	2023/12/31	2024/12/31	事後	最新に修正するもの